

特集号
平成17年6月10日
(2005年)

西宮市の国保

編集・発行

西宮市市民局市民部
国民健康保険グループ
国保収納グループ
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

この料率に基づいて決定した平成十七年度の保険料通知書は、六月中旬に郵送されます。保険料の計算方法は、下表のとおりです。保険料の計算方法は、下表のとおりです。

保険料通知書は
6月中旬に郵送します

この料率に基づいて決定した平成十七年度の保険料通知書は、六月中旬に郵送されます。保険料の計算方法は、下表のとおりです。

保険料通知書は
6月中旬に郵送します

平成十七年度の保険料率は、医療給付費分については所得割が一〇・五%、均等割が三万五千四百円、平等割が六千四百円で、介護納付金分について一万円は、所得割が二・〇%、均等割が二千円になりました。医療給付費分の保険料率は、七十歳以上での前期高齢者の人数が増加することなどにより医療費の総額がさらに増え、長引く不況で前年中所得の総額が減るという状況により、昨年度に比べて引上げとなりました。また、介護納付金の保険料率も、要介護者の給付費の増加に伴い、介護納付金が大きく増えたことにより、引上げとなりました。詳細は次頁に掲載しています。

医療費・介護納付金の増加などで 保険料率が上がりました

平成十七年度の西宮市国民健康保険の料率が決まり、六月三日に告示しました。国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とした医療保険制度です。被保険者のみなさまの保険料は、医療費など必要な見込額から国・県の補助金や市の繰入金を除いた額を負担していただくもので、この制度を支える重要な財源です。健康な生活を送るために欠くことのできない国民健康保険制度を維持していくためにみなさまのご協力をお願いします。

平成17年度の 保険料率が決まりました



本市では保険料の算定方法や納付方法などについてのご質問にお答えするため、「国民健康保険特別相談コーナー」を設けます。会場は市役所本庁舎二階の252会議室です。相談受付時間は、午前九時から午後五時まで、午後十二時四十五分から五時まで、お気軽にご相談ください。

6月20日から設けます

6月20日から設けます

平成17年度保険料の計算方法

保険料は、次の方法で計算されます。

医療給付費分保険料

$$\text{①所得割額} + \text{②均等割額} + \text{③平等割額} = \text{17年度年間保険料 (最高限度額53万円)}$$

$$\text{16年中の基準総所得金額} \times \frac{10.5}{100} + \text{被保険者1人につき} 35,400\text{円} + \text{1世帯につき} 26,040\text{円} = (25,200\text{円})$$

※()内は、平成16年度料率 ($\frac{9.5}{100}$)

介護納付金分保険料

$$\text{①所得割額} + \text{②均等割額} = \text{17年度年間保険料 (最高限度額8万円)}$$

$$\text{16年中の基準総所得金額} \times \frac{2.0}{100} + \text{介護保険第2号被保険者1人につき} 12,000\text{円} = (9,960\text{円})$$

※()内は、平成16年度料率 ($\frac{1.5}{100}$)

国民健康保険に関する問い合わせ先

※6月下旬頃まで、窓口や電話の混雑が予想されます。
ご了承ください。

- ◆加入・脱退・保険料について
資格・賦課チーム
0798-35-3117・3118
- ◆高額な医療費・各種給付について
給付チーム 0798-35-3120
- ◆納付書・分納について
収納チーム 0798-35-3156
滞納対策チーム
0798-35-3155・3091

※「基準総所得金額」とは、総所得金額等から基礎控除(現行33万円)を差し引いた金額をいいます。

■給与所得の場合

(総所得金額)

$$\text{基準総所得金額} = \boxed{\text{給与収入}} - \boxed{\text{給与所得控除}} - \boxed{\text{基礎控除(33万円)}}$$

■年金所得の場合

$$\text{基準総所得金額} = \boxed{\text{年金収入}} - \boxed{\text{公的年金控除}} - \boxed{\text{基礎控除(33万円)}}$$

■事業所得の場合

$$\text{基準総所得金額} = \boxed{\text{事業収入}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{基礎控除(33万円)}}$$